

家計急変事由対象一覧(②、③)

家計急変事由対象一覧(②、③)	家計急変事由対象一覧(②、③)	家計急変事由証明書類(例)
<p>② 保護者等が事業を行う個人等 ③ 負債、疾病によりその営む事業を廃止し、その後90日以上就労が困難となる場合 イ 営む事業が債務超過等となり、その営む事業を廃止した場合 ※ 破産手続開始の申立て(破産法18、19条)、特別清算開始の申立て(会社法511条) ウ 妊娠、出産、育児により就労が困難となり、その後30日以上就労することが困難である場合</p>	<p>ア 負債、疾病によりその営む事業を廃止し、その後90日以上就労が困難となる場合 イ 営む事業が債務超過等となり、その営む事業を廃止した場合 ※ 破産手続開始の申立て(破産法18、19条)、特別清算開始の申立て(会社法511条) ウ 妊娠、出産、育児により就労が困難となり、その後30日以上就労することが困難である場合</p>	<p>ア 医師による診断書等(事業を廃止または休業し、その後90日以上就労が困難である旨が記載されているものに限る。診断書の他、説明書、意見書等も含む。) b 事業廃止に関する説明書(個人事業の開業・廃業等届出書) c 休業中であることを証明する書類 (休業中であることを証明できない場合は、宣誓書でも可。) ※a、bについては、どちらか a 破産手続開始の申立てを行っている状態であることを証明する書類 b 特別清算開始の申立てを行っている状態であることを証明する書類 ※a、bについては、どちらか c 不法行為に起因する経営悪化等による債務超過等ではないことを証明できる書類(不正行為に起因する債務(不正行為に起因する債務)を証明できる書類) a 妊娠、出産、育児の事実があることを証明する書類(母子健康手帳の写し等) b 妊娠、出産、育児により30日以上就労が困難であることを証明する書類(妊娠、出産、育児により30日以上就労が困難なことを証明できない場合は、宣誓書でも可。) c 事業廃止に関する証明書類(個人事業の開業・廃業等届出書)</p>
<p>エ 保護者等の父もしくは母の死亡、負傷、疾病(事業を廃止し、その後療養を必要とする期間が90日以上)のため、保護者等が父もしくは母を扶養するために事業を廃止した場合、または関係保護者本人の看護を必要とする親族の負傷、疾病(事業を廃止し、その後、看護を必要とする期間が30日以上)であるものまたは精神の介護が必要なもののため、看護を必要とする期間が30日以上であるもの</p>	<p>エ 保護者等の父もしくは母の死亡、負傷、疾病(事業を廃止し、その後療養を必要とする期間が90日以上)のため、保護者等が父もしくは母を扶養するために事業を廃止した場合、または関係保護者本人の看護を必要とする親族の負傷、疾病(事業を廃止し、その後、看護を必要とする期間が30日以上)であるものまたは精神の介護が必要なもののため、看護を必要とする期間が30日以上であるもの</p>	<p>(1) 保護者等が事業を行う個人等であり、保護者等の父もしくは母が死亡、負傷、疾病(事業を必要とする期間が90日以上)した場合は、父もしくは母を扶養するために保護者等が事業を廃止した場合 a 保護者等の父もしくは母の死亡を証明する書類、医師による診断書等(保護者等が事業を廃止し、その後、保護者等の父もしくは母を扶養する必要がある旨が記載されているものに限る。診断書の他、説明書、意見書等も含む。) b 保護者等の父もしくは母を扶養する必要があることを証明する書類(保護者等の父もしくは母を扶養する必要があることを証明できない場合は、宣誓書でも可。) c 保護者等の父もしくは母を扶養する必要があることを証明する書類(戸籍謄本(＝戸籍全部事項証明書)、住民票の写し等) d 事業廃止に関する証明書類(個人事業の開業・廃業等届出書) (ii) 保護者等が事業を行う個人等であり、常時保護者等本人の看護を必要とする親族の負傷、疾病(事業を廃止し、その後、看護を必要とする期間が30日以上)であるものまたは精神の介護が必要なもののためにその営む事業を廃止した場合 a 医師による診断書等(保護者等が事業を必要とする期間が、保護者等が事業を廃止し、その後30日以上である旨が記載されているものに限る。診断書の他、説明書、意見書等も含む。) b 保護者等の親族の要介護認定を証明する書類(要介護2以上) ※a、bについては、どちらか c 保護者等が親族の常時看護・介護することを証明する書類(保護者等が親族を常時看護・介護することを証明できない場合は、宣誓書でも可。) d 事業廃止に関する証明書類(個人事業の開業・廃業等届出書)</p>
<p>ア 保護者等が事業を行う個人等の場合で、者が事業が債務超過等となった場合 ※ 再生手続開始の申立て(民事再生法21条)、更生手続開始の申立て(会社更生法17条)、破産取回しの申立 イ 法人の役員(「事業を行う個人」の法人の代表者を除く。)が、正当な理由によりその職を辞任した場合</p>	<p>ア 保護者等が事業を行う個人等の場合で、者が事業が債務超過等となった場合 ※ 再生手続開始の申立て(民事再生法21条)、更生手続開始の申立て(会社更生法17条)、破産取回しの申立 イ 法人の役員(「事業を行う個人」の法人の代表者を除く。)が、正当な理由によりその職を辞任した場合</p>	<p>a 再生手続開始の申立てを行っている状態であることを証明する書類 b 更生手続開始の申立てを行っている状態であることを証明する書類 c 破産取回しの申立てを行っている状態であることを証明する書類 ※a、b、cについては、いずれか d 不法行為に起因する経営悪化等による債務超過等ではないことを証明する書類(不正行為に起因する債務(不正行為に起因する債務)を証明できる書類) (1) 負債、疾病により役員を辞任し、その後90日以上就労が困難である場合 a 医師による診断書等(役員を辞任し、その後30日以上就労が困難であることを証明する書類) b 役員を辞任したことを証明する書類 (ii) 妊娠、出産、育児により就労が困難となり役員を辞任し、その後30日以上就労することが困難である場合 a 妊娠、出産、育児の事実があることを証明する書類(母子健康手帳の写し等) b 妊娠、出産、育児により30日以上就労が困難なことを証明する書類(妊娠、出産、育児により30日以上就労が困難なことを証明できない場合は、宣誓書でも可。) c 役員を辞任したことを証明する書類 (iii) 保護者等の父もしくは母の死亡、負傷、疾病(役員を辞任し、その後療養を必要とする期間が90日以上)のため、保護者等が父もしくは母を扶養するために役員を辞任した場合 a 保護者等の父もしくは母の死亡を証明する書類、医師の診断書等(保護者等が役員を辞任し、その後療養を必要とする期間が90日以上)である旨が記載されているものに限る。診断書の他、説明書、意見書等も含む。) b 保護者等の父もしくは母を扶養する必要があることを証明する書類(保護者等が父もしくは母を扶養する必要があることを証明できない場合は、宣誓書でも可。) c 保護者等の父もしくは母を扶養する必要があることを証明する書類(戸籍謄本(＝戸籍全部事項証明書)、住民票の写し等) d 役員を辞任したことを証明する書類</p>
<p>ウ 法人の役員(「事業を行う個人等」の法人の代表者を除く。)を勤める会社等が、債務超過等となった場合 ※ 破産手続開始の申立て(破産法18、19条)、特別清算開始の申立て(会社法511条)、再生手続開始の申立て(民事再生法21条)、更生手続開始の申立て(会社更生法17条)、金融取引の停止 エ 理由により就労が困難等となった場合</p>	<p>ウ 法人の役員(「事業を行う個人等」の法人の代表者を除く。)を勤める会社等が、債務超過等となった場合 ※ 破産手続開始の申立て(破産法18、19条)、特別清算開始の申立て(会社法511条)、再生手続開始の申立て(民事再生法21条)、更生手続開始の申立て(会社更生法17条)、金融取引の停止 エ 理由により就労が困難等となった場合</p>	<p>a 役員を辞任したことを証明する書類 b 特別清算開始の申立てを行っている状態であることを証明する書類 c 再生手続開始の申立てを行っている状態であることを証明する書類 d 更生手続開始の申立てを行っている状態であることを証明する書類 ※a、b、cについては、どちらか e 金融取引停止の事実を裏付けている状態であることを証明する書類 ※a、b、c、d、eについては、いずれか f 不法行為に起因する経営悪化等による債務超過等ではないことを証明する書類(不正行為に起因する債務(不正行為に起因する債務)を証明できる書類) ・ 破産が原因で処分が困難になったことが推定されるだけの登記簿記載証明書(自己事業者が事業を廃業する旨の登記簿記載事項があることを証明できる書類など) ・ (新型コロナウイルス感染症の影響により保護者等の収入が減少した旨を裏付けるものとして、県、地方公共団体またはその他の公的機関(独立行政法人、認可法人、特殊法人またはそれらに類するもの)が実施する公的支援の受給証明書、またはこれに類するもの)を提出し、更に特段の事情がある場合は、所定の様式「公的支援の証明書を提出できない場合の事情書」を提出する。 ※ 公的支援の受給証明書、またはこれに類するものとは別に提出できる公的証明書を提出し、更に特段の事情がある場合は、所定の様式「公的支援の証明書を提出できない場合の事情書」を提出する。</p>

※ 「事業を行う個人等」とは、事業を行う個人または法人(一人の代表者以外に他の役員(理事、取締役、執行役、業務執行する社員、監事もしくは監査役又はこれらに準ずる者)がなく、かつ従業員を使用しないものに限る。)の代表者であることを指す。